

定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和 3 年 6 月 9 日（水）15：00～15：55

場 所：日本薬剤師会第二会議室

出 席 者：山本会長、森副会長、安部副会長、磯部専務理事

提出資料：

1. 保険医療機関の敷地内に開設する薬局の保険指定に係る留意事項等の適切かつ的確な運用に関する要望書の提出について
(令和 3 年 6 月 2 日付 日薬業発第 68 号)
2. 「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性の踏まえた対応の在り方等について」を踏まえた協力について（依頼）
(令和 3 年 6 月 8 日付 日薬業発第 75 号)
3. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施体制への協力の状況について
(令和 3 年 5 月 28 日付 日薬業発第 59 号)
(参考)
薬剤師のワクチン接種体制協力について（首相官邸ツイッター掲載）
(令和 3 年 6 月 4 日付 事務連絡)
4. 集団接種会場における新型コロナワクチン「コミナティ筋注」調製時の留意点について
(令和 3 年 6 月 3 日付 日薬発第 70 号)
5. 医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応スキームについて
(令和 3 年 6 月 2 日付 日薬業発第 65 号)
6. 公益社団法人日本薬剤師会第 98 回定時総会の開催について
(令和 3 年 5 月 25 日付 日薬発第 54 号)
7. 令和 3 年度第 2 回都道府県会長協議会の開催について
(令和 3 年 6 月 2 日付 日薬発第 68 号)
8. 第 54 回日本薬剤師会学術大会（福岡大会）について
(令和 3 年 6 月 1 日 日本薬剤師会雑誌 第 73 巻第 6 号)

1. 保険医療機関の敷地内に開設する薬局の保険指定に係る留意事項等の適切かつ的確な運用に関する要望書の提出について

森副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

保険薬局の指定については、平成 28 年 3 月 31 日に保険医療機関との一体的な経営に当たらないことを目的とした保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 2 条の 3 第 1 項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る構造の解釈が変更され、平成 28 年 10 月 1 日から適用されることとなった。

しかしその後も、各都道府県薬剤師会等からの情報提供により、保険医療機関による保険薬局の誘致に関する募集要項で、保険医療機関と保険薬局の一体的な構造に係る解釈通知を拡大解釈した事例や、保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立に疑義が生じるような事例等が全国的に多数存在していることが明らかになった。

それらを踏まえ、今般提出した要望書には、①「敷地内薬局は、その機能として医療機関の調剤所と同一視されるようなものは、保険指定を行うべきではない」、②「保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立について、いずれも疑義が生じないような確な基準を『保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則』に設ける」、③「保険医療機関による保険薬局の誘致に係る募集要項等において、保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立に疑義が生じた場合、保険薬局の指定や更新は行わない。また、すでに保険指定した事例についても疑義が生じる場合は速やかに再審査を行う」の3点を明記し、敷地内薬局の保険指定について、適切な運用を求める要望書を厚生労働大臣と文部科学大臣に提出したことを報告する。

2. 「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」を踏まえた協力について（依頼）

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

厚生労働省は、令和3年5月31日に、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会を開催した。

その後、当該検討会の議論を踏まえ、令和3年6月4日に厚生労働省より、通知「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」が発出された。本会は、当該通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下、ワクチン接種）を迅速に進めるための協力〔予診のサポート（問診、予診票の確認（記入補助を含む）、薬剤服用（使用）歴の確認や副反応等に関する事前の説明、ワクチンの希釈及びシリンジへの充填、接種後の状態観察〕について、都道府県薬剤師会会長宛に協力依頼の通知を発出したことを報告する。

本会としても、国民へのワクチン接種を速やかに実施するためには、各医療職種がその専門性を発揮して各業務に真摯に取り組むことが重要であると考えており、薬剤師は薬学的知見及び業務の専門性と経験を活かし、最大限の協力を行うべきであると認識をしている。

3. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施体制への協力の状況について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会は、令和3年3月24日付け日薬業発第534号通知にて、新型コロナウイルス感染症の予防接種実施に係る各地域薬剤師会の取り組み状況（シリンジへの薬液充填、会場で使用する医薬品の管理、予診前の相談、接種後の状態観察、会場での誘導、接種会場以外での薬剤師の取り組み等）について複数の都道府県薬剤師会より提供していただいたデータをもとに、途中経過（5月26日時点）をまとめたことを報告する。

また、このような薬剤師の取り組み状況は、6月3日に首相官邸（新型コロナワクチン情報）のツイッターにて紹介をいただいた。

4. 集団接種会場における新型コロナワクチン「コミナティ筋注」調製時の留意点について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では、薬剤師が希釈・充填等の調製作業を適切に実施するための留意点を、新型コロナワクチン「コミナティ筋中」を例に、まとめたことを報告する。

各接種会場の薬剤師が、本留意点を参考に、ファイザー社のホームページにある各資料を熟知

することに加え、それぞれの接種会場に即した手順書やチェックリストの作成、手順書に逸脱した作業を行わないこと、資材等の事前準備と確認、工程ごとの薬剤師による確実なダブルチェック等を行い、的確な接種体制の確保に努めていただきたい。

5. 医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応スキームについて

森副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

従来、医療用医薬品の供給については、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない事態が発生した際に製薬会社が自主的に対応を行っていたが、今般、本年3月に安定確保医薬品が選定されたことを踏まえ、医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応の一般的な手順（医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応スキーム）が策定され、日本製薬団体連合会に対して適切な対応を求める通知が発出されたことを報告する。

6. 公益社団法人日本薬剤師会第98回定時総会の開催について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

第98回定時総会については、通常は2日間にわたり開催するが、新型コロナウイルス感染症の影響で、1日のみの開催となった。開催日時は、6月26日（土）、12時から17時、会場はホテルイースト21東京を予定している。

前回の定時総会では、事前に質問を提出していただいたが、今回はブロック代表質問（1人15分）を行う予定である。

議題は、報告第1号「令和2年度会務並びに事業報告の件」、議案第1号「令和2年度決算承認の件」、議案第2号「認可特定保険業廃止認可申請の方針の件」である。

また、重要事項の経過報告として、①新型コロナウイルス感染症、②改正医薬品医療機器法、③ICTへの取り組み、④医療制度改革、⑤医薬品販売制度、⑥薬局・薬剤師を巡る最近の動向、⑦予算・税制改正、⑧薬学教育関連事項、⑨薬剤師の生涯学習及び研究支援、⑩薬剤師年金、⑪その他、について報告を行う。

7. 令和3年度第2回都道府県会長協議会の開催について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和3年度第2回会長協議会の開催日時は、令和3年7月6日（火）13時30分から16時30分とし、会場は本会8階会議室で実施予定である。

議題は、報告として第1号「会務報告（令和3年5～6月）」、第2号「日薬を巡る最近の動きについて」、①薬事・食品衛生審議会 医薬品第一部会・第二部会について、②薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会について、③中央社会保険医療協議会について、④社会保障審議会 医療部会について、⑤社会保障審議会 医療保険部会について、⑥セルフメディケーション推進に関する有識者検討会について、⑦医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議について、第3号「経済財政運営と改革の基本方針2021等について」、第4号「令和4年度予算・税制改正等要望事項について」、第5号「日薬情報配信システム（仮称）の開始について」、第6号「ブロック世話人について」、第7号「令和3年度日本薬剤師会学校薬剤師賞等の選考結果について」、第8号「その他」である。

協議は、第1号「新型コロナウイルス感染症への対応に関する件」、第2号「改正医薬品医療機

器法等に関する件」、第3号「令和4年度診療報酬・調剤報酬改定に関する件」、第4号「その他」を予定している。

8. 第54回日本薬剤師会学術大会（福岡大会）について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和3年9月19日（日）から20日（月・祝）に開催を予定している、第54回日本薬剤師会学術大会（福岡大会）は、新型コロナウイルス感染症における特別措置として、現地参加とWEB参加のハイブリッド開催を予定している。また、WEB参加者向けの参加費を設けており、事前参加登録は参加方法によって手続きが異なる。

記者からの質問は以下の通り。

記者：資料①の「保険医療機関の敷地内に開設する薬局の保健師指定に係る留意事項等の適切かつ的確な運用に関する要望書の提出について」を田村憲久厚生労働相に提出する時期を伺いたい。また、資料①には「保険医療機関による敷地内薬局の公募要項のうち、とりわけ問題だと思われる事例」として公募7事例を紹介されているが、該当する医療機関には今後審査を行うという認識でよいか。

森副会長：既に提出をしている。紹介した7事例については問題があると認識をしており、このような敷地内薬局には保険指定の拒否等の適正な措置を講じるべきであると考えている。

記者：ワクチン接種の打ち手に薬剤師が見送られた件について、日薬としてどのように捉えているか伺いたい。また、今後の法律上で薬剤師の接種が認められた際の研修等についても伺いたい。

安部副会長：5月31日の検討会でも示された通り、職種ごとの専門性を発揮し、接種体制構築スピードを上げることが優先とされている。従って、普段から注射行為を業務としている職種（臨床検査技師、救急救命士）から整理が行われた。薬剤師については、今後さらに感染が広がり打ち手の不足が深刻となった際、迅速に協力ができるように、事前に研修等の準備と同時に、国民に薬剤師のワクチン接種について理解していただける体制を整えることが重要であると考えている。研修内容等については検討中である。

記者：ワクチン接種の打ち手に薬剤師が見送られた件について、一部では積極的な姿勢を示すべきとの意見に対して、日薬としての意見を伺いたい。

安部副会長：薬剤師による接種に対して、決して消極的ではない。要請があった際には迅速に協力できるように研修内容等については検討中である。現段階では、薬剤師がサポートできることに取り組むということである。

山本会長：本会としては、迅速に全国民のワクチン接種ができるように、あらゆることをしていく覚悟を持っていることを申し上げたい。

記者：「骨太方針2021」にリフィル処方箋の検討が盛り込まれたことについて、日薬としての見解を伺いたい。

山本会長：既に本会の政策提言の中で、「再使用可能処方箋の導入」という表記でリフィル処方箋について提唱をしている。医療全体として、医師と薬剤師の連携が前提となることに加え、薬剤師側にも調剤を行う判断の責任が生じることとなる。患者と国民からの理解や合意形成の必要を見据え、真摯に対応していくつもりである。

次回の定例記者会見は、令和3年6月23日（水）、15：00

以上